

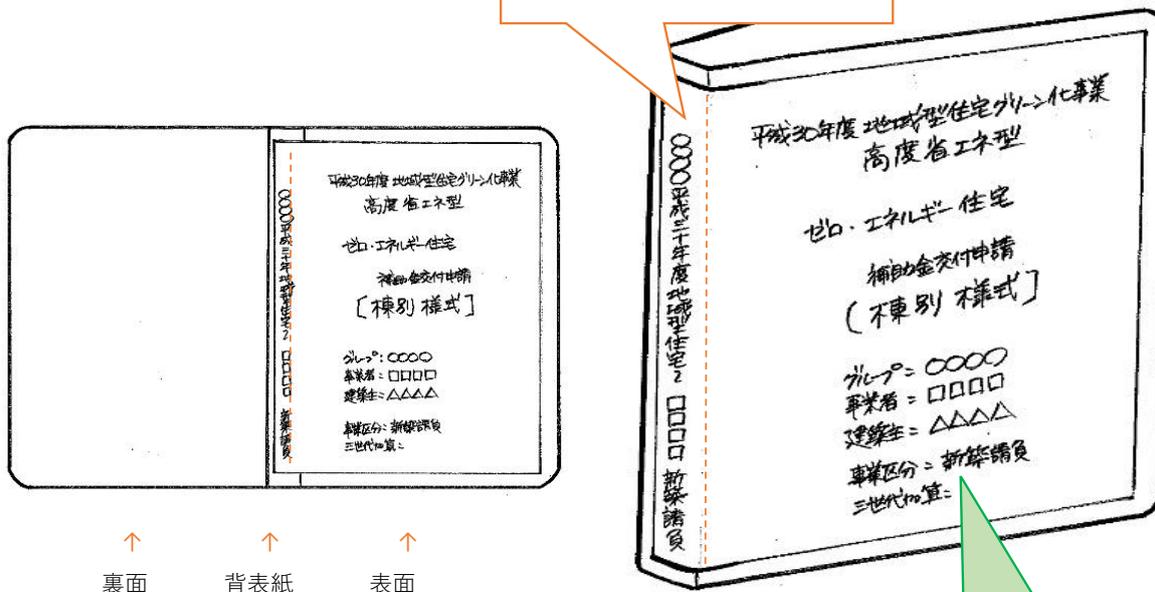
## H30年度地域型住宅グリーン化事業 高度省エネ型・認定住宅

### 補助金交付申請書【認定低炭素住宅/性能向上計画認定住宅・棟別様式】の作成要領

- 1) 申請者が作成してください。 但し、質疑応答はグループ事務局の担当者とのみ行います。
  - 2) 記入例を参照の上 申請毎に3部作成し、正1部と控え1部をグループ事務局へ提出してください。  
※残りの1部は申請者(施工事業者)の控えとして必ず保管してください。  
グループ事務局の担当者とは、控えがあることを前提として、審査の質疑応答を行います。
- 注) **各様式の内、押印書類は必ず「原本」を提出してください。(カラーコピーは不可)**  
**(請負用の共同事業実施規約は「写し」の提出になります。ご注意ください。)**
- 3) 申請図書は、A4紙製2穴フラットファイルに綴じて提出してください。(1住戸 1ファイル)  
(リングファイルやバインダーは使用しないでください)  
フラットファイルの表紙及び背表紙には、棟別様式エクセルの中の「棟別様式表紙」をプリントアウトして糊付けしてください。(下図参照)
  - 4) 書類の大きさは原則としてA4とします。  
設計図書(平面図、立面図等)の場合、最大でもA3サイズとし、この場合はA4サイズに折ってください。  
尚、A3の図面をA4に縮小するのは避けてください。
  - 5) 要求されていない書類は提出しないでください。
  - 6) 提出書類の一覧については棟別様式エクセルデータのチェックシートをご活用ください。

1住戸1ファイルとします

背表紙は切り取らず  
背表紙～表面にかけて  
繋げて紙を貼付けて下さい。  
( --- 山折り)



必要事項は【 様式2 】  
に入力すると自動で  
表示されます。

原本提出

※修正箇所がある場合、原本再提出となる為必ず記入内容をご確認ください。(訂正印は一切認められません)

申請日は事務局に提出する日付を記入して下さい。

グループ番号	1234	事業者番号	00001
申請日	平成 30 年 8 月 30 日		

グループ番号・事業者番号を必ず記入して下さい。(全ての様式に反映します)

平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請書

平成30年度地域型住宅グリーン化事業に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請書(様式2)の提出により、関係書類を添えて下記の通り申請します。申請にあたっては、交付申請者及び対象住宅の適用申請書と同内容で記入してください。また、申請書の内容と異なる場合は「計画変更」の手続きを行って下さい。

法人=会社の代表者印  
または 個人事業主=実印  
\*個人の場合、印鑑登録証明書の提出が必要です。

1. 交付申請者

法人・個人事業主等の名称	株式会社 □●建設			法人印 個人事業主の場合は実印
代表者	氏名	高度 太郎	役職等	代表取締役
住所	〒	414 - 0001		
	東京	都道府県	新宿区	△□ 1丁目1-1
社会保障・税番号制度法人番号(13桁)	9	8	7	6 5 4 3 2 1 0 9 8 7

法人の場合、「国税庁法人番号公表サイト」より法人番号を検索して記入してください。個人事業主の場合、記入は不要です。

2. 交付申請する住宅の建築主

氏名①	フリガナ	カブシキガイシャ シカマルケンセン ダイヒョウトリシマリヤク コウド タロウ
		株式会社 □●建設 代表取締役 高度 太郎
氏名②(連名の場合) 物件名(売買の場合)	フリガナ	シミズブンジョウジュウタク ニクカク
		清水分譲住宅Ⅱ区画

請負契約書が連名の場合、交付申請の建築主も連名で記入して下さい。

3. 交付申請額

申請額	150 万円
申請枠	制限枠・未活用枠
補助金活用実績 ※( )は被災地	活用実績 3戸以下(7戸以下)

申請枠：申請する補助金の上限額が「制限枠・未活用枠⇒110万円」、「制限無枠⇒100万円」になります。

4. 交付申請額の算出方法及び事業経費

様式6の交付申請額と同額になります。(単位：万円)

5. 補助事業の概要(様式5のとおり)

6. 工事請負契約の締結日

平成 年 月 日
----------

請負契約書 請負物件のみ契約日を記入してください。(売買は記入不要)

7. 事業の完了日

平成 31 年 2 月 8 日
-----------------

※事業完了(支払い全額精算かつ引渡し)日、または完了実績報告提出期限のいずれか早い日

活用実績：H27~H29までの事業者様の補助金活用実績により使用できる申請枠が異なります。(詳細については、マニュアル第一章をご確認ください)

申請代理人

グループの名称	○△◇の緑の会			代表者印/担当者印
代表者	代表者	性能 一郎	代表者所属先	株式会社●●建設
事務局担当者	グループ事務局事業者名	■■建設株式会社	事務局担当者名	低炭 花子
	住所	〒 222 - 1234		
		東京	都道府県	新宿区
				△□ 2丁目2-2

代表者印：様式1に使用した印と同じ印  
担当者印：事務局担当者の印

グループ名称等、お間違えないようご確認の上、記入して下さい。

※事業完了(支払い全額精算かつ引渡し)日、または完了実績報告提出期限のいずれか早い日を記入して下さい。契約書に記載の完了日と相違しても構いません。実績報告締切日を要確認

グループ番号	1234	事業者番号	00001
--------	------	-------	-------

平成30年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約

<請負契約による住宅用>

請負物件用・認定用  
写しを提出して下さい。

(要件等の確認)

第1条 甲及び乙は、本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ホ)の全ての事項について、了解したものとする。  
第1条 甲及び乙は、本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ホ)の全ての事項について、了解したものとする。グループ番号、事業者番号を記入して下さい。

- 2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ホ)の全ての事項について、了解したものとする。
- (イ) 本補助金の補助対象となる住宅について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)
- (ロ) 本補助金を受けた住宅・建築物について甲は、注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- (ハ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと
- (ニ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと
- (ホ) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(申告)

第2条 甲及び乙は、交付規程により制限される以下の(イ)から(ハ)の事項への該当の有無について、相互に申告する。該当する箇所に必ずチェック■を記入して下さい。

(イ) 平成27年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと

甲(  有り  無し ) 乙(  有り  無し ) (有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

甲(  有り  無し ) 乙(  有り  無し )

(ハ) 甲乙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等に該当すること

該当する(三者見積を提出)  該当する(設計原価による申請(第5項ただし書きによる))  該当しない

2 前項の申告内容に虚偽等か存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、甲、乙とも一切の意義を申し立てないものとする。

3 甲及び乙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲、乙がその損害を賠償するものとする。設計原価による申請の場合は、利益相当分を様式6の補助対象外工事へ計上して下さい。

(交付申請等)

第3条 甲及び乙は、本規約締結後すみやかに、交付申請から本補助金の受領に至るまでの手続を完了するものとする。

2 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。

3 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

第4条 乙は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより甲に還元するものとする。

※補助額は、完了実績報告による「請求書」に記載されている額

(不承認)

第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない旨を甲に通知し、互いに誠実に協議を行うものとする。

記入した項目について、様式2に記入したものと一致しているか必ずご確認下さい。

日付は契約締結日以降として下さい。

甲、乙及び丙は、補助金の交付を受けるため、本規約を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施する旨を、実施支援室に写しを届け出ます。「請負契約書」と同じ印を使用して下さい。

平成 30 年 8 月 20 日		
【甲】建築主	【乙】施工事業者	【丙】グループ代表者
住所 東京都新宿区揚場町〇〇	住所 東京都新宿区△〇 1丁目1-1	グループの名称 ○△◇の緑の会
氏名 緑川 達成	名称 株式会社 ●建設	代表者 性能 一郎
住所 東京都新宿区揚場町〇〇	代表者名 高度 太郎	代表者所属先 株式会社●●建設
氏名 緑川 環		
住所		
氏名		

様式2で使用した印と必ず同じ印を使用して下さい。

様式1・様式2で使用した印と必ず同じ印を使用して下さい。

グループ番号	1234	事業者番号	00001	物件名	清水分譲住宅Ⅱ区画
--------	------	-------	-------	-----	-----------

<原本の提出>

地域型住宅グリーン化事業実施支援室 殿

グループ番号、事業者番号、物件名を記入して下さい。

**売買物件用・認定用  
原本を提出して下さい。**

**※修正箇所がある場合、原本再提出となる為必ず記入内容をご確認下さい。  
(訂正印は一切認められません)**

交付申請者(施工事業者)【甲】

住所 東京都新宿区 △□ 1丁目1-1

名称 株式会社 □●建設

代表者 代表取締役 高度 太郎

グループ代表者【乙】

グループの名称 ○△◇の緑の会

代表者 性能 一郎

代表者所属先 株式会社●●建設

交付申請書一括届(様式1)、交付申請書(様式2)と同じ印を使用してください。

平成30年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施による

**様式1・様式2で使用した印と必ず同じ印を使用して下さい。**

様式2に記入している「施工事業者」、「グループ代表者」を記入して下さい。また、グループ代表者の印は様式1と同じ印、施工事業者の印は様式2と必ず同じ印を使用して下さい。

平成 30 年 8 月 28 日

**(要件等の確認)**

第1条 甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。

- 2 甲は、以下の(イ)から(ト)の全ての事項について、了解したものとす。
- (イ) 本補助金の交付規程、マニュアル等をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認すること
- (ロ) 対象住宅の建設について、交付申請者が建設し買主と売買契約を締結すること
- (ハ) 本補助金の補助対象となる住宅(以下、「対象住宅」という。)について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)
- (ニ) 本補助金を受けた住宅(以下、「住宅」という。)について善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- (ホ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと
- (ヘ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと
- (ト) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

**様式2の申請日以前の日付を記入して下さい。**

**(申告)**

第2条 甲は、交付規程により制限される以下の(イ)及び(ロ)の事項への該当の有無について申告する。甲及び乙は、本補助金の交付を受けるに当たって、本補助金の交付を受ける者(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとす。

- (イ) 平成27年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと

有り  無し (有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)

- (ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

有り  無し

**該当する箇所に必ずチェック■を記入して下さい。**

- 2 前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、一切の意義を申し立てないものとする。

**(共同実施規約の締結等)**

第3条 甲及び乙は、買主が決定次第、すみやかに共同実施規約を締結し、甲は、完了実績報告から補助金の受領に至るまでの手続きを買主と共同して行います。

**(補助金の還元)**

第4条 甲は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより買主に還元します。

※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認めた後に補助事業者へ送付される「額の確定通知書」に記載されている額

グループ番号	9999	事業者番号	12345	株式会社	建設	代表取締役	高度
--------	------	-------	-------	------	----	-------	----

対象住宅の敷地写真  
採択日以降の着工前の写真

<写真撮影の留意事項>

- 敷地写真はカラーとし、**周辺の建物等を写し込んだ着工前(更地)の敷地全景**で採択通知日以降に撮影すること。
- 敷地写真は、**異なる場所(対角となる2方向)から撮影した敷地全景を2枚**貼り付けること。
- 写真には、**採択通知のグループ事務局へ発送された採択通知書を写し込むこと。**
- ※採択通知の番号とは、**グループ事務局へ発送された採択通知書の採択通知の番号(書面右上)を必ず**記入して下さい。
- 番号はグループ事務局の採択通知の番号とする。
- 番号です。
- 後の採択通知の番号とすること。
- 電子黒板を使用する場合は、**アプリ名とバージョン名を記入して下さい。**
- 写真を貼り付ける際は、縦・横の比率を変更せず、枠に合わせて大きくすること。
- 売買契約による住宅は、敷地写真とは別に、着工直後の写真を完了業績報告時に提出していただきます。

採択日までは未着工(更地)であることを確認する様式となります。

\*丁張り、表層改良、までは未着工  
\*根切り工事、柱状改良、基礎杭打ち工事は着工となります。

\*建替え等は、既存建築物の取り壊し後、更地の状態で撮影して下さい。

使用する配分額の採択通知の番号※

国住木 第 11 - 222 号

工事看板・電子黒板への必須項目

- ①採択通知の番号
- ②建築主名(売買は物件名)
- ③撮影日

良い例

文字が読める大きさに!!  
国住木第●●●●●●●●  
◆田 ■郎 様邸  
撮影日：平成 30年 8月〇〇日

【注意!!】

着工前に必ずHPにアップされている「着工前、着工後の敷地写真に関する注意事項」をご確認頂き、写真を撮影して下さい。

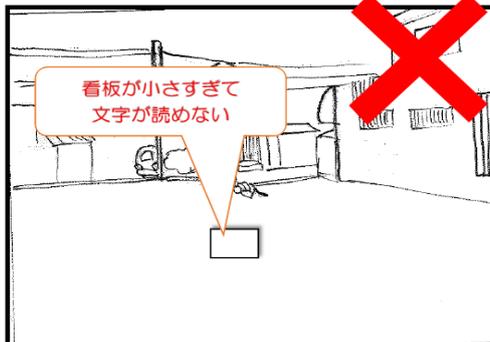
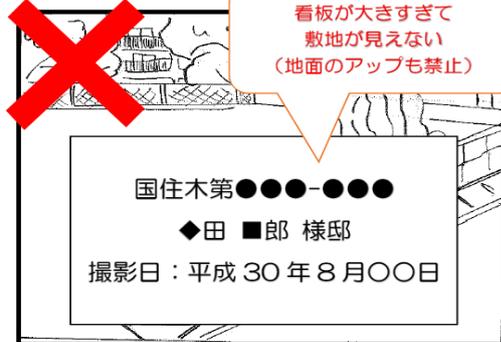
採択通知の日付の段階で着工していないことが確認できない場合は、**交付決定いたしません。**

電子黒板を使用する場合は、アプリ名とバージョン名を記入して下さい。

信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するデジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア

アプリ名	バージョン
------	-------

悪い例



電子黒板(看板)を使用するにあたっては「デジタル工事写真の信憑性確認(改ざん検知機能)を有するアプリを必ず使用して撮影して下さい。

信憑性確認機

アプリ名	バージョン
------	-------

グループ番号 9999 事業者番号 12345 株式会社   建設 代表取締役 高度 太郎

### 対象住宅の概要・要件への適合確認

#### 対象住宅の概要

建設地の番	東京 都道府県 新宿区神楽坂1丁目15番地
契約書と表記が異なる理由	<input checked="" type="checkbox"/> 住居表示のため <input type="checkbox"/> 分筆前のため <input type="checkbox"/> その他( )
事業区分	<input type="checkbox"/> 新築・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 新築・売買
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅のみ <input type="checkbox"/> 住宅以外の用途との併用住宅 (共同住宅等、複合建築物)
確認申請手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 確認申請が必要な住宅 <input type="checkbox"/> 確認申請が不要な住宅

建設地の地名地番を記入して下さい。(住居表示の記載は不可です)

契約書の建設地と表記が異なる場合は、その理由を「その他」にチェックを入れて記入して下さい。

対象住宅の事業区分、用途、確認申請の手続きについてチェックを入れて記入して下さい。

取得済または取得予定の認定の種類にチェックを入れて記入して下さい。(両方のチェックは不可)

#### 要件への適合確認

##### 1. 認定取得

認定申請手続き(予定含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 認定低炭素住宅 <input type="checkbox"/> 性能向上計画認定住宅
	<input type="checkbox"/> 認定取得済み <input checked="" type="checkbox"/> 認定取得予定

建設工事費のうち認定住宅(低炭素・性能向上)にするための掛かり増し費については、様式6のとおり

省エネ講習会の修了者または修了予定者の区分にチェックを入れて記入して下さい。

##### 2. 対象住宅に係わる住宅省エネルギー技術講習会終了者

講習会修了(予定)者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工管理者 <input type="checkbox"/> 大工技能者
---------------	---

グループの共通ルールを必ず確認して、判定にチェックを入れて記入して下さい。

##### 3. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組みのうち、グループの共通ルールへの適用

「地域の産業・住文化・景観等への寄与」のうち次の対応方針については判定のとおりである。(適用申請書様式3-3より)

対象住宅は「地域材利用に関する共通ルール」の要件を満たしている。	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
対象住宅は「地域材利用の1棟当たりの割合」の要件を満たしている。	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
対象住宅は「標準的な地域材の使用部位」の要件を満たしている。	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

※地域材の認証制度、供給事業者、材積は完了実績報告時に確認します。

【地域材加算】地域材加算を有無をチェックを入れて記入して下さい。(様式6にも反映されます)

##### 4. 地域材加算(木造住宅への地域材利用)

<input type="checkbox"/> 加算無し			
<input checked="" type="checkbox"/> 加算有り	→ 対象住宅の主要構造材(柱、梁、桁、土台)の材積の過半に「地域材」を使用している。	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

建設工事費のうち地域材を利用するための係る掛かり増し費については、様式6のとおり

※地域材の認証制度、供給事業者、材積は完了実績報告時に確認します。

加算有りの場合は、判定欄にもチェックを入れて記入して下さい。

##### 5. 三世帯同居加算(三世帯同居への対応)

<input type="checkbox"/> 加算無し								
<input checked="" type="checkbox"/> 加算有り	→ 対象住宅が三世帯同居対応対象住宅の要件を満たしている。	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否					
対象住宅に設置する調理室等※の数	調理室	2	浴室	1	便所	2	玄関	1

建設工事費のうち三世帯同居対応住宅にするための掛かり増し費については、様式6のとおり

※調理室等とは、調理室、浴室、便所、玄関をいう。

【三世帯加算】三世帯加算の有無にチェックを入れて記入して下さい。(様式6にも反映されます)

加算有りの場合は、判定欄にも設置する調理室等の数も記入して下さい。

##### 6. 三世帯同居対応住宅に関する建築士による適合確認

【三世帯加算】三世帯加算の適合確認を行った建築士の資格情報の等の記入、捺印(建築士の個人印)をして下さい。(建築士免許の提出も必要です)

ることを証明します。

平成 30 年 8 月 15 日

資格 一級 建築士 ( 大臣 ) 登録 第 012345 号 氏名 高度 太郎 印

グループ番号 9999 事業者番号 12345 株式会社

請負の契約額・売買の建物の代金は「税抜」で記入して下さい。

対象住宅の経費

1. 契約の区分及び契約額(消費税抜き)

<input type="checkbox"/> 請負契約による住宅	工事請負契約の契約額※	円
<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約による住宅	契約額のうち 土地の代金	15,000,000 円
	契約額のうち 建物の代金	25,000,000 円
売買の場合は、「土地の代金」と「建物の代金」を分けて記入して下さい。		チェック(A)+(B) 25,000,000 円

チェック(A)+(B)の金額と契約額(売買の場合は建物の代金)が一致していることを必ず確認して下さい。

2. 契約額のうち補助対象となる経費の内訳(消費税抜き)

項目	工事費	備考
補助対象工事費	17,000,000 円	(A)
内訳		
主体工事費	14,370,000 円	
屋内電気設備工事費	1,000,000 円	
屋内ガス設備工事費	450,000 円	
屋内給排水設備工事費	1,180,000 円	

マニュアル第1章「2.5補助となる経費」表2を参照し補助対象工事費内訳(税抜)を記入して下さい。

※上記契約額(売買の場合は建物の代金)と一致していることを必ず確認

3. 契約額のうち補助対象とならない経費の内訳(消費税抜き)

項目	工事費	備考
補助対象外工事費	8,000,000 円	(B)
1 用地費、地盤改良工事		
2 解体工事費	800,000 円	
3 インナーガレージ・店舗部分等	2,000,000 円	
4 太陽光発電設備	1,000,000 円	
5 昇降機、煙突、アンテナ、屋上緑化等	1,000,000 円	
6 屋外附帯設備、浄化槽、受水槽等		
7 屋外給排水工事、屋外ガス設備工事	1,000,000 円	
8 幹線引込み工事		
9 外構工事、ウッドデッキ等	1,000,000 円	
10 分離して購入できるもの(カーテン、ベレットストープ、家具等)		
11 設計料、工事監理費	600,000 円	
	600,000 円	

マニュアル第1章「2.5補助となる経費」表2-2を参照し補助対象外工事費内訳(税抜)を記入して下さい。  
※高度省エネ型の場合は補助対象となる項目がありますのでご注意ください。

補助額が認定住宅(低炭素・性能向上)とする建設工事費の1/10以内の額であることを確認して下さい。  
※補助対象工事費(A-C)に1/10を乗じた額より補助金(D)が下回ればOKが表示されます。

様式2の記入が反映します。申請枠をご確認下さい。(上限金額が変わります)

対象住宅において国の補助金が含まれていない補助制度を活用した場合は、その補助額を記入して下さい。

4. 他の補助事業の補助金※

補助事業名( )	〇〇〇支援事業	500,000 円	(C)
----------	---------	-----------	-----

※原則、国庫金が含まれない補助事業と併用する場合(工事が同時期で契約が別の場合を含む)

5. 補助額及び掛かり増し費

配分の区分	補助額	補助対象工事費から求める補助額の確認
高度省エネ型(認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅)	制限枠・未活用枠 110 万円 (D) (5万円単位)	$\{(A)-(C)\} / 10000(\text{単位調整}) \times 1/10 = 165 \text{ 万円} \geq 110 \text{ 万円 (D)}$ OK
■ 地域材加算額	10 万円 (E) (10万円単位)	掛かり増し費の確認 補助額は建設工事費のうち認定住宅にするための掛かり増し費用の1/2以下である ■ はい □ いいえ → 1/2以下となるよう補助額(D)を減額
■ 三世帯同居加算額	30 万円 (F) (10万円単位)	補助額は建設工事費のうち地域材を利用するための係る掛かり増し費用の1/2以下である ■ はい □ いいえ → 1/2以下となるよう補助額(E)を減額
■ 三世帯同居加算額	30 万円 (F) (10万円単位)	補助額は建設工事費のうち三世帯同居対応住宅にするための掛かり増し費用の1/2以下である ■ はい □ いいえ → 1/2以下となるよう補助額(F)を減額
交付申請額	150 万円	補助金額(D)を選んで下さい。 様式2で選択した申請枠によって上限金額が変わるのでご注意ください。 *制限枠50~110万円、制限無枠50~100万円(両枠ともに5万円単位)

認定住宅(低炭素・性能向上)とすることによる掛増し費用相当額が1/2以下であることを確認しチェック■を入れて記入して下さい。

加算額(地域材・三世帯)の掛増し費用相当額がそれぞれ1/2以下であることを確認しチェック■を入れて記入して下さい。

加算額を適用する場合は、それぞれ様式5の「加算有り」を選択後、加算金額を選択して下さい。